

雇用期間満了でのOさんの解雇を撤回しろ !!

千代田区神田須田町にある

(株)ヤマモトはOさんの雇用期間

満了での解雇を撤回しろ

私たち「ユニオンネットお互いさま」は、千代田区神田司町に事務所を置く、一人でも加入出来る労働組合です。

(株)ヤマモトは、神田須田町に店を構え、テラー向けのボタン・裏地・芯地の卸を家業とする老舗の会社です。今年の4月に週4日で働くパートタイマーで採用されたOさんは、3ヶ月の試用期間が切れる直前に、会社から一方的に雇用契約の継続の打ち切りを通告されました。インターネットで会社から一番近い所にある労働組合を探して、「ユニオンネットお互いさま」に相談にきました。Oさんは、真面目に仕事をこなし、5月には正社員への登用を2回も打診され、試用期間の終了後も継続雇用がされると期待していました。

『ダメくち』で『謝罪の言葉が無い』で解雇？

労働組合はOさん相談を受けてその具体的な内容を聞く中では、6月20日に上司のFさんとのラインのやり取りで、上司を上司と思わない、専務をバカにしたような発言があったとして、翌日の午前中に、Fさん、専務との3者会談行われた、その中で謝罪の言葉が無かった、反省してないと、30分後には解雇通告がされたと報告があり、労働組合は直ちに正当な理由が無い解雇だと会社に解雇の撤回を求めました。

団体交渉の中では、ラインのやり取り内容を会社が一方的に解釈を行っている、3者会談時に開口一番に謝罪の言葉が無く信頼関係は無くなった、再構築は出ないと決めつけていた。仕事上ではミスが少なくきちんとこなしているとの話しもあった。

労働組合は、Oさんは謝罪し反省している、ラインの打ち間違いを認めている、反省の時間が必要と反論し、関係修復は出来るとし持ち帰り検討を要請した。

その後会社から回答は改めて「解雇」であった。会社のこのような行為は許されません。労働組合として抗議の行動を行っています。

ご支援をよろしくお願いします。

ユニオンネットお互いさま
無料労働相談を行っています

東京都千代田区神田司町 2-15-9 武蔵野ビル 2F

TEL 070-6576-2071 FAX03-5577-7263

ホームページ <http://www.otagaisama.org> メール info@otagaisama.org